高齢運転者対策の強化を求める意見書

超高齢社会の到来による交通死亡事故全体に占める高齢運転者の事故割合の増加などを背景に、国においては、道路交通法を改正し、75歳以上の高齢運転者が運転免許証を更新する際の認知機能検査において、認知症のおそれがあると判定された場合は医師の診断を義務付け、認知症と診断されれば運転免許証を取り消しまたは停止する制度が導入された。

また,地方公共団体においても,高齢運転者の運転免許証の自主返納に対して支援 を行うなど,さまざまな取り組みが進められている。

しかし、いまだ全国各地において高齢運転者による交通事故が多発し、高齢運転者 の交通事故対策は喫緊の課題となっている。

このようなことから、認識しやすい道路標識等の整備や自主的な運転免許証の返納 に向けた取り組みのさらなる推進、公共交通の利便性が低い地域においては、運転免 許証返納後も生活に必要な移動が確保できる公共交通の充実や、自動車の先進安全技 術及び自動運転技術の開発普及などが求められる。

よって、国においては、高齢運転者対策の強化を推進するよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 認識しやすい道路標識や路面標示の整備,逆走防止設備の設置等,高齢運転者による交通事故を未然に防ぐための効果的な対策を強化すること。
- 2 地方公共団体が行う、運転免許証の自主的な返納を促す取り組みに対する支援策を推進するとともに、年齢や身体的機能に合わせた免許制度の構築を図ること。
- 3 高齢者の生活支援の観点も含め、安心して移動できる公共交通体系の確保、維持に向けた取り組みに対して、財政支援の拡充を図ること。
- 4 先進安全自動車 (ASV) の普及及び自動運転技術の開発を促進するとともに, 高齢者に対する費用負担の軽減措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年7月3日

宇都宮市議会

内閣総理大臣 医選案大力 国立 大力 国家公安委員会委員長 警察庁長 官 衆・参両院議長

あて